

令和4年度第二次補正予算に係る  
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱・実施要領改正について（その1）

令和5年3月  
地域交通課

## 1. 概要

令和4年度第二次補正予算における「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象事業の基準の特例等」に関する規定を盛り込む旨の改正を行う。

## 2. 要綱構成・改正内容

### （1）既存補助路線に対する追加的な支援関係【附則第2条】

#### 【地域間幹線系統】

- ・ みなし運行回数カットの適用除外
- ・ 手続きの弾力的運用 等

## 3. 要領構成・改正内容

### （1）既存補助路線に対する追加的な支援関係【附則2.】

- ・ 交付要綱附則第2条の規定は、令和4年10月1日時点を基準とする旨規定

## 4. 今後の改正

以下事業については、協議が整い次第、順次改正を行う。

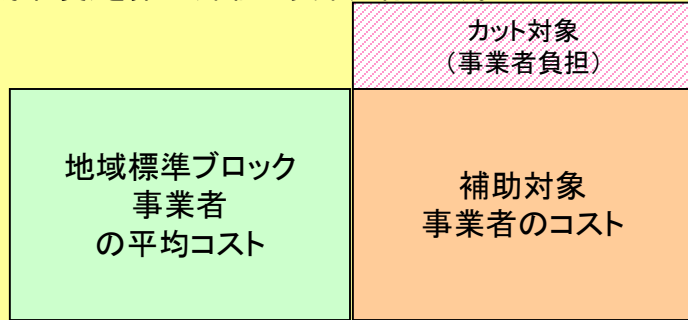
- ・ バリアフリー化設備等整備事業
- ・ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業
- ・ タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業
- ・ 交通DX・GXによる経営改善支援事業
- ・ 自動運転実証調査事業
- ・ 地域公共交通再構築調査事業
- ・ 共創による地域交通形成支援事業
- ・ タクシー利便性向上事業
- ・ 鉄道からバスへの転換に対する事業
- ・ 危険なバス停対策事業

※事業名は今後変更の可能性あり

# 地域間幹線系統の補助対象経費の算出方法(イメージ)

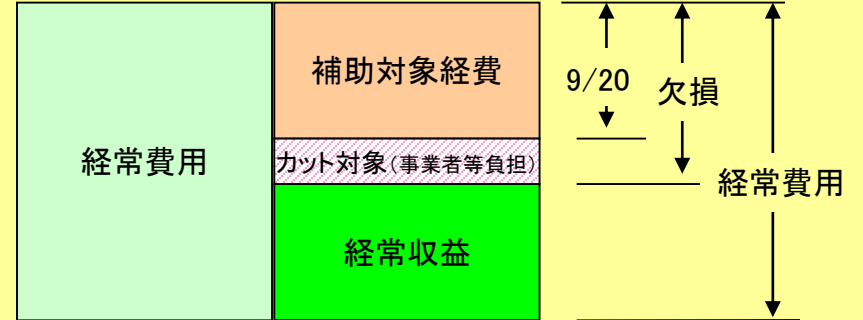
## ①<地域標準単価によるカット>

地域(補助ブロック)内の標準費用単価と事業者独自の乗合バス全事業の自社費用単価を比較し、どちらか低い方の単価を用いて、その系統に要した経費(補助対象経費)を算出(単価×実車走行キロ)。



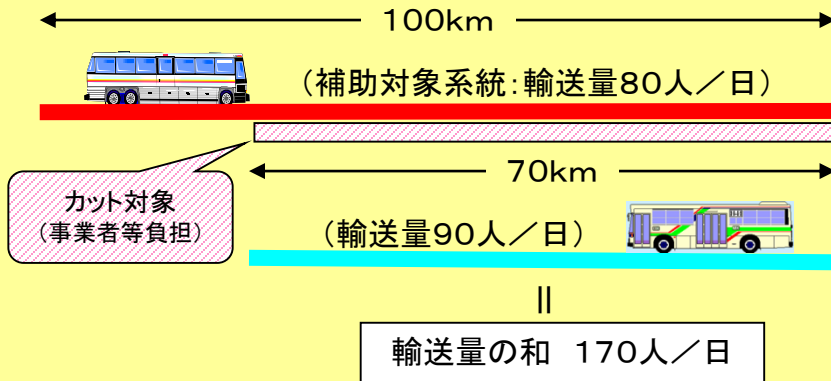
## ②<補助限度額9/20による補助金カット>

補助対象経費の額は経常費用の9/20に相当する額を限度としている。



## ③<競争によるカット>

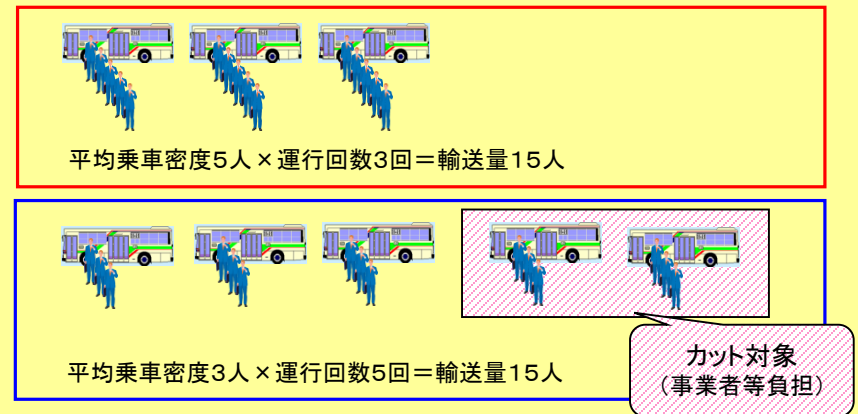
他の系統と50%以上競争する系統が補助対象である場合に、競争する区間の輸送量の和が150人を超えるものは、競争区間を一体として見た場合当該区間は採算ラインを超えている(補助要件上不採算ラインは輸送量が150人)と言えることからカットするもの。



系統のキロ程100kmのうち50%以上(70km)が輸送量150人/日以上であるため、この70km部分は補助対象経費からカット。

## ④<みなし運行回数によるカット>

要件である最低輸送量15人を満たしていても、平均乗車密度が低いにもかかわらず運行回数を多く設定すると輸送量が上がる(輸送量=平均乗車密度×運行回数)ことになり、幹線的要件としての輸送量最低15人を満たしているとは言い難いことから、そもそも平均乗車密度が5人に満たない系統については、輸送量を5人で除した値を”みなし運行回数”としてカットするもの。



$$\frac{\text{輸送量}15人}{5人} = 3回 = 60\% \text{補助}$$

# 地域間幹線系統補助の各特例措置の比較

凡例 ◎: 特例措置  
 …: 通常どおり適用



通常適用される補助対象要件等  特例措置の種別	複数市町村要件	運行回数要件	輸送量要件	①地域標準単価カット	②9/20カット	③競合カット	④密度カット
通常の場合	…	…	…	…	…	…	…
令和2年度第3次補正及び令和3年度補正事業に係る特例	…	…	◎ 150人以下と見込まれる系統	…	…	◎ 適用除外	◎ 適用除外
令和4年度第2次補正事業に係る特例	…	…	◎ 150人以下と見込まれる系統	…	…	…	◎ 適用除外 (ただし、真に新型コロナウイルスの影響を受けた事業者のみだけ適用し、新型コロナウイルスの影響を受けたと言えないものは適用しない)